

ねこと共生するための地域的取組みの事例

1. 横浜市磯子区の「地域ねこ活動」

1. ねこの飼育ガイドラインの制定

地域ねこという言葉の発祥は横浜市磯子区である。そのため、全国各地の行政から地域ねこに関する取組みについても問合せがあり、また視察に来ており、全国各地でねこの対応に困っていることが伺える。

横浜市では、市内各地でねこの糞や尿等による被害が問題になっていることについて、平成3年に検討委員会を設置して対策を検討した。その中に磯子区の某地区の団地において、野良ねこにエサやりを行っている集団があるとの報告があった。その集団は、行政にねこの引き取りを依頼するのは忍びないことから、エサを与えているねこたちを不妊去勢手術して、これ以上増えることがないようにして活動していた。

そこにヒントを得て、磯子区としてねこ問題を解決するため、飼いねこの飼育手続きの実施、「区民と考えるねこ問題シンポジウム」の開催やアンケートの実施など具体的な事業を立ち上げることとなった。

シンポジウムでは官民、その他関係機関が揃い、今後のねこ問題をどのように解決していくか考えた。ねこにエサをやりたい人間と、ねこを嫌っている人間の意見の妥結点を模索した結果、地域として面倒を見ようということになり、区が平成11年3月に「磯子区ねこの飼育ガイドライン」を制定した。

2. ガイドラインの内容

このガイドラインには一般の飼いねこのことも書いてあるが、特に外飼いのねこをどのように扱っていくかということが明記されたので、注目を浴びることとなった。

このガイドラインの主な内容は、

ねこ好き、ねこ嫌いの方も含め地域住民が協力して、これ現在以上にねこが増えることがないように不妊去勢手術を実施して、安楽死処分ではなく、徐々にそのねこの数を減らしていく。

エサやりについて、地域の方が面倒を見る場合は、定時的に決められた時間にエサをやり、食べ終わるまで最後まで見届けて、カラスなどのエサにならないようにする。また、エサ場を汚さない。

エサを与えているねこたちの糞・尿を片付けるだけでなく、他のねこの排泄物も片付けるなど、街の環境美化に努める。また、もし可能であるならばトイレを準備して適切に処理をする

の三つに集約される。

3. 推進協議会の発足

このガイドラインは平成11年4月に施行され、磯子区は、資料を町内会を通じて区民に配布したり、このガイドラインの「普及推進員」を募集して広報した。また、実際に地域ねこ活動を行う「地域ねこ実践グループ」を募集し、当初13グループが集まり、地域ねこ活動が始まった。

その他、ボランティアの獣医師を、獣医師会を通じて募集し、不妊去勢手術への協力や、地域住民へのアドバイスをお願いしている。このボランティアの獣医師の存在は非常に重要で、現在も区内の7病院に協力してもらっている。

さらに、ガイドラインの内容を実践するため、磯子区獣医師会、町内会、保健指導員会の代表をはじめ、地域ねこ実践グループ、ガイドライン普及推進員、賛同する区民によって「磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会」を平成 11 年 8 月に発足させ、活動を開始した。

協議会の事務局は区内にある協力動物病院の内の一つが務めている。

4．行政の支援

磯子区は、ガイドラインの普及には予算を割いているが、この協議会の活動に対しては、特に資金援助は行っていない。この協議会の活動はボランティア活動であると考えており、ボランティア活動に対して行政が手を貸すと、行政主導型になって、むしろ活動しづらくなったり、活動が行き詰まったりしてしまうことが考えられる。しかしながら区は、協議会のメンバーが勉強会や総会を開催するときは区の会議室を提供したり、会報作りを手伝ったりして金銭以外の援助を行っている。

5．推進協議会の構成と運営

現在、この協議会の会員は、大きく分けると、実際にねこの面倒を見る方、面倒を見るわけではないが活動に賛同している方、協力してくれる獣医師の三つに大別され、全体で会員数は平成 16 年 6 月現在で 252 名である。そのうち実際にねこの面倒を見ている方が 135 人（28 グループ）で、421 頭のねこの面倒を見ている。会費は年 1,000 円で、この収入で不妊去勢手術の助成を行っている。実際にねこの面倒を見る方は、3 人以上のグループ（実践グループ）にならなければ協議会の会員になることができない。この人数の規定は、もし仮に 1~2 名で活動した場合、健康不安等何らかの事情で活動している 1 人が辞めてしまった場合、グループとしても活動が止まってしまうことがあるため、活動に対してある程度責任を持ってもらうためにも設けている。

6．推進協議会の活動

協議会の実践グループには、各グループの活動の現状を知ることが目的として、年に 1 回活動報告書の作成をお願いしている。また、協議会活動は不妊去勢だけでなく、ニュースペーパーの発行や、月に一度、土曜日にねこの譲渡会も行っている。

各実践グループで面倒を見ている猫は、1 頭~60 頭までと様々であるが、活動の結果、地域で面倒をみていた全てのねこが寿命を全うして解散していったグループもある。

しかしながらこのような活動を行っている、その地域にねこが捨てられることもある。そもそもねこをこれ以上増やさないとを目的に活動を行っている、捨てられた際は元のねこの面倒だけを見て、新たなねこについては面倒を見ないといった考えで活動している人もいる。そうでもしないとなかなかねこの数は減っていかない。

7．不妊・去勢手術に対する助成

協議会が実施している不妊去勢手術に対する助成は、バザー等の収益や協議会の会費で賄われており、1 グループあたり年間 2~3 頭が助成を受けて不妊去勢手術を実施している。協議会からの助成額は、メス 6 千円、オス 3 千円である。不妊去勢手術の費用については、協議会活動の場合、協力動物病院でメスが 1 万円、雄が 5 千円で、市場価格の半額近くで実施してもらっている、実践グループの方が負担する金額はメス 4 千円、オス 2 千円で済むようになっており、平成 15 年度は 39 匹のねこが助成金を使って不妊去勢手術を受けた。

この他、不妊去勢手術に対する行政からの補助については、横浜市と横浜市獣医師会が提携して、犬とねこ合計2千頭を対象にし、雌雄問わず一律5千円の補助をおこなっている。したがって協議会からの助成と、市からの助成を両方受けている人もいる。

横浜市が行う助成は昭和63年から実施している。横浜市では安楽死処分を市獣医師会に委託して行っているが、昭和63年頃から、引取頭数が増えてきたことから不妊去勢手術の奨励・推進を図っていくことを目的として助成制度が実施されることとなった。

8．活動に対する区の対応

地域ねこ活動について、行政から地域ねこ活動の説明を行って欲しいとの依頼を受けることがあるが、この地域ねこ活動というものは、あくまでもボランティアによる活動で、行政が関与して行すべきものではないと観点から、行政が介入して説明を行うことはやっていない。

地域ねこ活動に対する苦情や相談については、年間2~3グループの活動に対して苦情が区に寄せられることがあるが、逆にグループの人間から対応の仕方に対するアドバイスを求められることもある。行政としてはその時々状況に合わせて助言するようにしている。

9．地域ねこ活動の効果

地域ねこ活動の効果については、はっきりとしたデータはないが、もしガイドラインを策定しなかったら、ねこに関する問題がさらにひどくなっていたと思われる。

横浜市で地域ねこ活動を実施している地域は磯子区を含めて市内に5ヶ所ある。

10．区独自の活動

磯子区の行政としての独自の活動としては、「動物ふれあい体験授業」を実施し、年1~2校の小学校に対して出張動物園のような活動を行っている。また、犬ねこ飼育に関するしつけ方・飼い方教室、動物愛護講演会を年に1回程度実施している。これらの活動の効果として、飼い主のいないホームレスねこを地域ねことして地域で適切に飼育されるようになったり、ねこの問題が地域住民みんなの問題として地域ぐるみで解決していくような仕組みができることが期待されている。

11．Q & A

Q1： 協議会の活動に参画される方は、どのようにして協議会の存在や活動を知って、入会してくるのか？区や協議会が広く広報しているのか？

A1： 大部分は口コミである。また、既に実践グループとして活動している人が、ねこにエサを与えている人に声を掛けて協議会の存在を知らせることもある。区にも協議会に関する問合せがかなりあるが、区では概要のみを説明した後、協議会の事務局や実践グループの方に詳細を聞くよう電話を回している。

それらの説明を受けた上で、新たにグループを立ち上げて入会してくる人もいれば、既存の実践グループのメンバーに加入して会員になる人もいる

Q2： 区が作成したガイドラインの実践には必ず協議会に入会しないとイケないのか？ガイドラインの趣旨に賛同して独自に活動する人もいるのか？

A2： 協議会への加入は任意である。加入しないでガイドラインの内容を実践していただ

いている人もいる。ただし、協議会に参画せずに単にエサやりだけを行って近隣に迷惑をかけている人も周囲から地域ねこ活動と思われることもあり、協議会へ苦情がくることがある。地域ねこという言葉だけが一人歩きしていることもある。

Q3： 実践グループは、地域ねことして面倒をみはじめる前に事前に近隣住民に説明して、近隣からの合意を得た上でエサやりを始めるのか？

A3： 必ずしもそうではない。むしろ、既にエサを与えており、それに付加して片付けや排泄物の処理を毎日するようにしていき、それらの積み重ねにより、協議会活動を周囲に理解してもらう例がほとんどである。理解されるまでに時間がかかる場合もあるし、協議会の活動を地域住民の全てが理解しているというわけではない。

Q4： 協議会に参画して活動するメリットは何があるか？

A4： 協力動物病院で受ける不妊去勢手術の費用が協議会価格になる。また、協議会からの助成金が受けられる。また、年によっては獣医師会等からエサの寄附をもらうこともある。

Q5： 協議会に参画せずにねこにエサを与えている人がどの程度いるか把握しているか？

A5： 把握していない。

Q6： 協議会活動をする人に対する勉強会や講習会は行われているのか？

A6： 行政としては行っていない。保健所は協議会の実践グループの方から活動に関する相談を受けたり、アドバイスをするようなことはある。

協議会の事務局でも活動に関する相談を受ける他、年に1回くらいの割合で、他区の地域ねこ活動のグループとの交流会を設けて意見交換をしている。

Q7： 地域ねこ活動を行っている、それらの地域にねこが捨てられたりすることもあると思うが、どのねこが地域ねことして管理しているねこであるか、どのように把握しているのか

A7： 各グループで個々に管理をしている。ピアスなどの標識を付けたり、耳をV字にカットして識別している。また、グループによってはプロフィールを載せたメンバー表のようなものを作っているところもある。

Q8： 協議会の会員たちは総会以外で集まる会議はあるか？

A8： ない。しかし、区民祭りの前などには会報でバザーなどへの参加を呼びかけて、当日集まってもらうようなことはある。しかしそのように集まってくれる方は、だいたい協議会の主要メンバーである。総会やこういったイベントに一切参加しない会員の方が多い。総会は開催しても40名程度しか集まらないことが多い。

Q9： 区民がガイドラインの内容を知る手段にはどのようなものがあるか？

A9： 区のホームページでも公開しているし、パンフレットを用意している。また、保健所の窓口で説明することもある。区の広報にも載せており、広報を見て知る区民も多いようである。その他、区民祭りや動物愛護週間のイベントでパンフレット等を配布している。これらの印刷は区で行うこともある。また、協議会活動で月に一度、譲渡会を行っており、

そういう場でもチラシを配布している。

Q10： ねこの譲渡会の際に区として何か手助けをすることはあるのか？

A10： 人員や金銭的な援助をすることは無いが、譲渡会は区役所の前で行っているため、区役所の駐車場の隅を荷物置き場として提供したり、印刷物をコピーしたりする程度である。

Q11： 地域ねこ活動に対して、区が策定したガイドラインに沿っていれば区が承認した活動を行っているように受け止められることはないか。特にねこを嫌う方から反発を買ったことはないか？

A11： 実際に地域ねこ活動は、区が承認した事業であるのかといった苦情がある。区としては地域で飼うに当たっての指針を示しているだけで、区として地域でねこを飼うことを推進しているわけではないと説明している。それでも納得がいかない方もいるので、そういった場合は実践グループにも連絡を取って苦情がきている旨を伝え、解決策を一緒に考えることもある。

Q12： 地域ねこ活動が行う場所については、公園や公の場所では問題になることはないか？

A12： 公園はだいたい自治会で管理していることが多いので、公園で活動を行うに当たっては自治会の役員の方がねこを好きか嫌いかでだいぶ理解が違ってくる。

Q13： 横浜市ではねこの処分はどのような流れになっているのか？

A13： 市獣医師会と提携しており、処分したい方や捕獲した方は区に連絡した上で、指定動物病院に連れて行くことになっている。

Q14： 磯子区や青葉区でガイドラインが策定された要因は何か？

A14： 活動に対して理解があるリーダー的存在がいるかいないかが大きな要因になっていると思う。それが区長であることもあるし、熱心な区民の方であることもある。磯子区の場合は非常に熱心な獣医師たちに支えられたと思う。また、そのような人間がいなければいくらガイドラインを策定しても実効性が上がらない。横浜市でも区によって考え方は違う。

Q15： 地域ねこのグループの中で管理しているねこに対して、苦情があった場合、実践グループのリーダーに連絡がいくといった仕組みはあるのか？

A15： 特にそういった仕組みはない。苦情がある場合、保健所に来ることもあれば、実践グループに直接持ち込まれることもある。実践グループの方は割と紳士的に対応できる方が多いので、うまく対処しているようである。

Q16： 問題がある実践グループを協議会から除名することがあるのか？

A16： これまでそういった例はなかった。

Q17： 磯子区の人口は？

A17： 16万人、7万世帯である。

Q18： どのような人がねこにエサを与えていると思われるか？

A18： 高齢の女性が多い。「空の巣症候群」と呼ばれる、自身の子供達が自立していき、子育てから解放された方で、特にやる事がなくなってしまった人がエサをあげることが非常に多くなってきていると思う。協議会の参画者を見ても同様の傾向が伺える。

Q19： 地域ねこは、管理をしている人たちが所有をしているねこという位置付けになっているのか？

A19： 行政としてはそのように考えている。それは協議会活動であっても個人の活動であっても同じである。エサを与えている人全員が必ずしもそうは思っていないが、協議会活動で行っている人は所有者であると自覚していると思う。

Q20： 今後の活動の展開は？

A20： ガイドラインを策定してから7年目を迎え、次の展開を考えたいと思っているが、実践グループからも協議会の役員からも特に現状に不満はないようで、どうしたら良いか思案中である。

区としてはガイドラインそのものをもっと広く住民に知ってもらいたいと思っており、次回の広報にも再度掲載する予定である。特にガイドラインそのものを変更しようという考えはない。

Q21： ねこ嫌いの方への対応で何かやっているか？

A21： 実践グループの中には、ねこ嫌いの方も参画してもらいながらやっているところもある。区としてはねこの忌避用の超音波を発する機械を希望者に貸し出している。2週間限定で貸し出しており、それ以上は使いたければ購入してもらっているが、これは横浜市の多くの区で実施している。磯子区では21台を保有しており、1台12,000~13,000円くらいである。

(参考)

磯子区猫の飼育ガイドライン

1 目的

人間の生活環境の変化に伴い、生活をともにしてきた猫達も住みにくい環境への対応をせまられています。また、猫はその習性から自由を拘束し管理することが非常に難しく、糞尿やゴミあさりによる環境汚染をはじめノミなどによる人体への害、器物の破損等周辺地域へ与える影響も大きく、トラブルや苦情のもとになっています。

そこで、このガイドラインを人と猫が共生していくための最低守るべきルールとして、正しい飼い方、接し方、遵守事項などを明確にすることによって、適切飼育や動物愛護への理解を普及し、人と猫とが快適に共生できる街づくりを進めることを目的とします。

2 基本的考え方

今飼育している猫がホームレス化しないようにする一方、現在地域に住みついて人からエサをもらって生活している飼い主のない猫を、地域住民が適切な飼育を行い管理することによって「地域猫」と位置付け、飼育責任の所在が明らかな猫へと移行させていき、その結果としてホームレス猫の減少を図ります。

3 定義

猫の飼育方法によってその扱い方、接し方は大幅に違うため、次の三種類に分類します。

(1) 飼育猫

飼い主と居住場所が明確であり、主に特定の人からエサをもらい生活している猫。

(2) ホームレス猫

特定の飼い主がなく、地域に住みつき人からエサをもらい生活している猫。

(3) 地域猫

このガイドラインに示されている「飼い主の遵守事項(ホームレス猫の場合)」に従って、地域で適切飼育管理された猫。

その他の猫

ノネコ：飼い主のもとをはなれ野生化し、常時山野にて野生の鳥獣等を捕食し生息している猫。

4 飼い主の一般的心構え

(1)動物の保護及び管理に関する法律，横浜市動物保護管理条例，地域の飼育規定等に規定された飼い主の義務を守ること。

(2)猫の習性，生理等を十分理解するとともに，飼い主として責任を自覚し，愛情をもって猫を終生，適切に飼育すること。

猫が動物である事を理解し，人間のように考え違いしないようにしましょう。

(3)周辺地域の人々の立場を尊重し，自己満足のため他人に迷惑をかけることのないよう細心の注意を図り飼育するよう心がける こと。

飼い始める時には，家族が一人増えるという意識を持ちましょう。

自分の心の安らぎのためだけに猫を可愛がると，まわりの人のことが見えなくなりがちです。ご近所の方々が一番近い世の中 ですので，猫以外のことでも普通の挨拶が交わせる間柄になっておくよう心がけましょう。

猫にまつわる苦情が人間関係にも影響を及ぼすことがあるので，苦情の内容を冷静に分析し，自分の都合や言い分ばかりを主張しないで，より良い対応をするよう心がけましょう。

猫が嫌いな人やアレルギー等で接することを避ける人がいる旨を理解しましょう。

(4)「捨てない。増やさない。いじめない。」ことを守ること。

5 猫の本能・習性・性質

(1)夜行性

昼間は寝ていることが多く，夜間活動が活発化します。

(2)季節発情

メスの発情は，ほぼ決まった時期に数回繰り返します。オスは，独自の発情周期を持ちません。(メスの発情に誘われます)

(3)縄張争い

オスは縄張意識が強く，特にメスの発情期にはオスの活動範囲が広がり，ケンカも増えます。

(4)トイレ

やわらかい土，砂地を好みます。オスの場合，尿のマーキング(スプレー)を行うことが多くあります。

(5)爪とぎ

猫の気分がリラックスしたり高揚したりした時，また爪の新陳代謝が行われる時に見られる本能的な習性です。

(6)性質

猫は自尊心が強く，気ままで，気まぐれのため飼い主の言いなりにならないものです。神経が繊細で，急な環境の変化，突然の大きな音や騒々しい環境を嫌います。

(2)(3)(4)は，不妊去勢手術により抑えることが可能です。

6 遵守事項

飼育猫の場合

【飼育管理について】

- (1) 猫の飼育場所は原則として、室内で飼育するように努めること。
出入り自由の猫でも、夜は家の中に入れましょう。
- (2) 飼育する猫の数は居住環境を踏まえ、その環境に合った猫の数を見極めて飼育可能な最小限にすること。
飼い主一世帯で、おおよそ3匹までを目安とすることが望ましい。
- (3) 飼い主占有の場所以外で、猫にエサや水を与えないこと。
- (4) 猫の必要な栄養を考えてエサを与えること。
- (5) 飼い主占有の場所に猫用トイレを設置し、そこで排便をするように子猫の時からしつけを行い、常に排泄物を清掃することによって清潔を保つこと。
排泄物は健康管理上の目安となるので、良く観察して片づけましょう。
飼い猫用トイレは容器とその中に敷く物との組み合わせ方がいろいろあるので猫の癖をよく見極めて(最初は何種類か試みて)、猫の成長に合わせた大きさのものを用意しましょう。
猫が嫌がる程には清潔にしすぎないようにしましょう。
汚物又は汚水を適切に処理し、悪臭又は昆虫等の発生を防止しましょう。
- (6) 抜け毛の処理やケージの清掃等を行う場合は室内で行い、必ず窓を閉めるなどして、毛や埃等の飛散を防止し、必ずゴミとして捨てること。
- (7) 耳や口など体のどこを触られても平気なように、日頃から人間との付き合いを経験させておくこと。
診療を受ける時も生活の中でも扱いやすくなります。
- (8) 猫の成長に合わせて強度のあるツメとぎ板を用意し、しつけること。

【健康管理について】

- (1) 繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術のメリットを十分に理解した上で繁殖制限の措置を行うこと。
生後6～7か月で発情がくるのでその前に、若しくは乳歯から永久歯に生え変わる時を目処に手術しましょう。
手術後は、尿の臭いがうすくなる、大きな声で鳴きわめかない、遠出をしなくなる、他の猫とケンカをすること等が減ります。
- (2) 猫の病気及び負傷の予防等、健康及び安全を保持することに努め、異常があった時にはできるだけ早く獣医師に相談すること。
各種寄生虫や伝染病の予防薬の投与、ワクチン等の接種を受けさせましょう。
- (3) ノミが付いていたり汚れていたりする時には、猫を洗うとか毛をすくなどして清潔を保つこと。

【その他】

- (1) 首輪を付けて飼い主がいることを明確にし、身元がわかるようにしておくこと。
- (2) 猫による汚損、破損、傷害等苦情が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持つ

て解決を図ること。

(3) ご近所との円満な付き合いができるよう努力すること。

近所の人の猫に対する反応が変わります。

(4) 猫の飼育が認められている集合住宅では「飼育者の会」を作り、よりよい飼育の仕方の周知、苦情処理といった窓口としての役割を果たすことが望ましい。

(5) 引っ越しの際は、真剣に引っ越し先と交渉したり獣医師や保健所・動物愛護団体等に相談するなどして飼いつける努力をすること。

努力の結果、継続飼育が不可能となった場合は、安楽死処置もやむを得ません。

猫は新しい場所でも3週間くらいで馴染めます。

(6) 猫が死亡した場合は、適切な取り扱いを行うこと。

ホームレス猫の場合

【飼育管理について】

(1) ホームレス猫の面倒を見ようという人は、できるだけグループや集団で役割分担しながら活動し、代表者を定める等 責任の所在を明らかにして、世話をする人が孤立しない様に、周辺住民の理解を求めるよう心がけること。

(2) エサ場は、周辺住民の一般生活上支障のない場所を決めて、その場所以外ではエサを与えないこと。また、エサは決められた時間に食べきれだけの量を与え、食べ終わのを待ってから回収、清掃を実施し、常に清潔を心がけること。置きエサは、周辺住民の迷惑になるので絶対にやめること。

(3) エサや水は健康維持を考えて充分配慮すること。

(例) 牛乳は、軟便につながる人が多いようです。ねり製品ばかりをやらないようにしましょう。

(4) エサ場周辺の排泄しやすい場所に猫用のトイレ若しくはそれに準ずる物あるいは場所を設置し、そこで排泄するように しむけ、速やかに始末するように心がけること。

(5) 猫用トイレ以外の場所のフンも、エサを与えた結果として片付けるように心がけること。

猫のフンだけに限らず、周辺環境の美化に努めましょう。

他人の土地のフンについても、連絡通報があれば快く回収、清掃して、周辺住民との円満な付き合いができるよう努力 しましょう。

(6) 庭や近所の立ち木が傷つけられるのを防ぐために、ジュウタンを裏返しにしたものやツメとぎ板になるものを用意する よう心がけること。

(7) 食物を十分に与えて生ゴミ等を「アサル」ことのないように飼育すること。

【健康管理について】

(1) ホームレス猫の面倒を見ようという人は、今以上に頭数が増えないように必ず不妊去勢手術を実施し、首輪やリボン、ペインティング等の目印を付けて終生世話をすること。

不妊去勢手術のメリットを十分に理解した上で繁殖制限の措置を行いましょう。

(2) 手術のために捕まえることが困難な場合は、獣医師、動物愛護団体、保健所等に問い合わせ せて助言を求めること。

(3) 猫が病気や負傷をしている場合は、獣医師若しくは保健所と相談し、責任をもって対応すること。

治癒困難な場合は、安楽死処置もやむを得ません。

(4) 伝染病や寄生虫等の予防、健康保持のため必要な措置を行うこと。

【その他】

(1) 猫が侵入するのに好ましくない場所(砂場、芝生等)に関しては、侵入防止等の方法を試みることを。

【附則】 (平成 11 年 3 月 10 日 磯衛第 598 号)

(施行期日)

1 このガイドラインは、平成 11 年 4 月 1 日から施行します。

(参考)

磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会規約

(目的及び設置)

第1条 磯子区が制定した猫の飼育ガイドラインを普及推進することによって、猫に関する問題を総合的に解決し、人と猫とが快適に共生できる街づくりを進めることを目的として、磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 猫の飼育ガイドラインの普及啓発活動
- (2) 猫に関する問題を解決するための実践活動
- (3) 猫に関する問題を解決するための情報交換
- (4) 人と猫とが快適に共生できる街づくりを進めるために必要な事業
- (5) 前各号に定めたもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第3条 協議会の会員は、次の者をもって構成する。

- (1) 磯子区獣医師会に所属する会員
- (2) 地域猫実践グループに所属する会員
- (3) 猫の飼育ガイドラインに賛同する者
- (4) その他協議会の目的に賛同し、事業に協賛する者(以下、賛助会員という。)

(役員)

第4条 協議会に会長1人、副会長2人(うち1人は外部委員〔磯子区連合町内会の代表〕)、会計1人、運営委員若干名、監事1人の役員を置く。

2 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (4) 運営委員は、会務を処理する。
- (5) 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了後の委員は、後任者が選任されるまでの間、その任務を行うものとする。

(役員の選出)

第 6 条 会長、副会長及び会計は、運営委員の互選により選出する。

2 運営委員は、磯子区内に住所または主たる活動拠点を置く者で、次に掲げる者と する。

磯子区獣医師会の代表者

地域猫実践グループの代表者

猫の飼育ガイドライン普及推進員の代表者

3 運営委員の協議により、次に掲げる者に外部委員として委嘱をすることができる。

磯子区保健指導員会の代表者

地域住民組織の代表者

4 その他、必要に応じ運営委員が協議し、委員を選任することができる。

5 監事は、会長が選任する。

(会 議)

第 7 条 協議会の会議は、総会及び運営委員会とする。

(総 会)

第 8 条 総会は、会員によって構成し、会長が毎年 1 回事業年度終了後 3 か月以内にこれを召集する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) 規約の制定及び改廃に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要事項

(運営委員会)

第 9 条 運営委員会は運営委員をもって構成し、運営委員長は会長があたり、必要に応じて委員長が召集し議長となる。

2 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会により委任された事項

(3) 事業の執行に関する事項

(4) 規約以外の規程の制定及び改廃

(5) その他協議会の運営に必要な事項

(総会の議事決定)

第 10 条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を得て決する。

(運営経費)

第 11 条 協議会の経費は、会費、募金、バザーの収益金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第12条 協議会の会費は、一会員につき年額1,000円とする。
ただし、賛助会員については、一口10,000円とする。なお、第2条の事業を行うにあたり不足額が生じたときは、運営委員会の議を経て、特別負担金を徴収することができる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別途定める。

附則

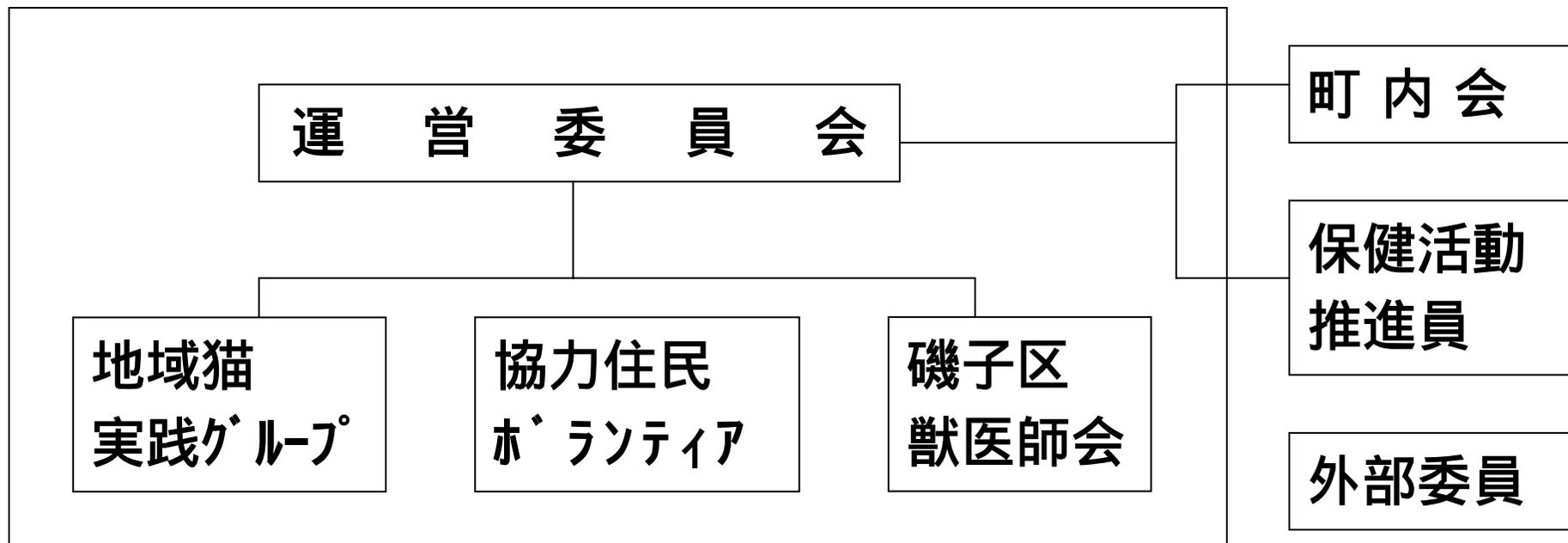
(施行期日)

この規約は、平成11年8月2日から施行する。

平成12年6月30日 一部改正

(参考)

磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会の構成図



会員数 252名 賛助会員 1団体
地域猫実践グループ数、人数：28グループ 135人
管理している猫の頭数 421頭
(H16年6月現在)